

# 入札参加資格変更手続きの よくある質問

Q：変更届の提出は郵送でも可能ですか？

A：郵送でも可能です。

Q：工事請負で経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書）を更新しましたが、提出が必要ですか？

A：当センターは入札参加資格申請受付時点の当該書類で格付等級、評点等を決定し、入札参加資格有効期限まで固定するため、更新後の当該書類の提出は必要ありません。

Q：工事請負と物品供給等の複数業種の入札参加資格がありますが、共通する事項（例えば、代表者）の変更をする場合、変更届を提出するにあたり、各々で変更届を提出しなければいけないのですか？また、添付書類も各々必要ですか（原本が必要な書類：印鑑証明等も各々必要ですか）？

A：各々で入札参加資格を審査しているため、各々で提出が必要です。（原本が必要な書類も各々提出が必要です。）

Q：種目の追加は可能ですか？

A：種目の追加変更はできません。なお、追加審査・臨時審査など、審査受付を行う場合は種目の追加が可能です。ただし、既に5種目の登録がある場合には種目の追加はできません。

Q：変更届内の受付番号は何の番号を記載すればよいですか？

A：入札参加資格審査申請受付時に配付している「入札参加資格審査申請書受領書」に採番した5桁の番号を記載してください。（工事請負10\*\*\*、測量等業務20\*\*\*、物品供給等30\*\*\*）

以上